# 重 要 事 項 説 明 書 (生活援助型訪問サービス)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定生活援助型訪問サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、指定生活援助型訪問サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

# 1 指定生活援助型訪問サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ケアラーズ	
代表者氏名	代表取締役 菊地 一	
本社所在地	大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号	
(連絡先及び電話番号等)	電話番号 06-6675-0111 ファックス番号 06-6675-6632	
法人設立年月日	平成 13 年 8 月 30 日	

#### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

## (1) 事業所の所在地等

	•	
事業所名称	ヘルパーステーションケアラーズ	
介護保険指定事業所番号	大阪市指定 2775900513	
事業所所在地	大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号	
連 絡 先	電話番号 06-6675-6630 ファックス番号 06-6672-6632	
相談担当者名	相談担当者 奥野悦子・日高文恵・難波博子・竹中杏菜	
事業所の通常の	住之江区・住吉区・西成区・港区・大正区	
事業の実施地域	在人工区,在日区,四风区,冷区。 人工区	

## (2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	株式会社ケアラーズが設置するヘルパーステーションケアラーズ(以下「事業所」という。)において実施する指定生活援助型訪問サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態にある利用者に対し、指定生活援助型訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定生活援助型訪問サービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所が実施する指定生活援助型訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、生活援助等の支援を行うものとする。

#### (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~土曜日とする。ただし、8月13日~14日、12月30日~1月3日までを除く。
営	業時	間	午前9時~午後6時

# (4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日~土曜日とする。ただし、8月13日、12月30日~1月3日までを除く。
サービス提供時間	午前 0 時~午後 11 時 59 分

# (5) 事業所の職員体制

管理者	奥野	悦子
-----	----	----

管理 1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 1 指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の業務の実施状況を把握します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得ます。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービス規供の環事等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 1 生活援助型訪問サービス提供します。 2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な方護技術をもってサービス提供します。 4 常勤 16 名 まかまがまかまがまかまがまかまがまかまがまかまがまかまがまかまがまかまがまかま	77.LL	76 1	
2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。  1 指定生活援助型訪問サービスの利用の申込みに係る調整を行います。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の能力や発望を踏まえた業務管理を実施します。 6 従事者の能力や発望を踏まえた業務を調します。 7 従事者の能力や発望を踏まえた業務を調します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。 9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表を利用者に交付します。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の高意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供表の変更を行います。 13 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 14 生活援助型訪問サービス提供します。 15 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な方践技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。	職	職務内容	人員数
す。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供 日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。 9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得にします。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得たときは、生活援助型訪問サービス提供予定表を利用者に交付します。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供に係る介護を得たときは、生活援助型訪問サービスの提供に係る介護を得たときは、生活援助型訪問サービスの提供に係る介護を所以した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表の変更を行います。 1 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 2 訪問事業責任者が行う研修、技術をもってサービス提供します。  1 生活援助型訪問サービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者が行う研修、技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。	管理者	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い	常 勤 1名
1 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。 2 訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。	訪問事業責任者	す。 2 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 3 サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等と連携を図ります。 4 従事者に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 5 従事者の業務の実施状況を把握します。 6 従事者の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 7 従事者に対する研修、技術指導等を実施します。 8 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。 9 生活援助型訪問サービス提供予定表の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 10 生活援助型訪問サービス提供予定表の内容について、利用者の同意を得ます。 11 生活援助型訪問サービス提供予定表に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した指定介護予防支援事業者等に報告します。 12 サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて生活援助型訪問サービス提供予定表の変更を行います。	常 勤 4 名
す。	従事者	<ul> <li>生活援助型訪問サービス提供予定表に基づき、日常生活を営むのに必要な生活援助のサービスを提供します。</li> <li>訪問事業責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。</li> <li>サービス提供後、利用者の心身の状況等について、訪問事業責任者に報告を行います。</li> <li>訪問事業責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けま</li> </ul>	常 勤 2 名 非常勤 16 名

- 3 提供するサービスの内容及び費用について
- (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
生活援助型訪問サービス提供予定表の作成	利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画(ケアプラン)等に基づき、サービス提供日時、具体的なサービスの内容等を記載した生活援助型訪問サービス提供予定表を作成します。
買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。
掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

# (2) 従事者の禁止行為

従事者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- (2) 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- (5) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について(介護保険を適用する場合)

サービス	生活援助型訪問サービス費 (I) 事業対象者 要支援 1.2 の方 週1回程度の利用が必要な場合(単位数 888)			
提供区分	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合(月ごとの定額制)	9,874円/月	988 円/月	1, 975 円/月	2,963 円/月
日割りとなる場合	322 円/日	33 円/日	65 円/日	97 円/日
サービス	生活援助型訪問サービス費(II) 事業対象者 要支援 1.2 の方 週2回程度の利用が必要な場合(単位数 1,774)			
提供区分	利用料	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合(月ごとの定額制)	19, 726 円/月	1, 973 円/月	3, 946 円/月	5, 918 円/月
日割りとなる場合	644 円/日	65 円/日	129 円/日	194 円/日
サービス	生活援助型訪問サービス費(Ⅲ) 事業対象者 要支援 2 の方 週3回程度の利用が必要な場合(単位数 2,815)			
提供区分	利用料	利用者負担額 (1 割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)
通常の場合(月ごとの定額制)	31, 302 円/月	3, 131 円/月	6, 261 円/月	9,391/月
日割りとなる場合	1,034円/日	104円/日	207円/日	311 円/日

- ※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は生活援助型訪問サービス提供予定表に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による生活援助型訪問サービス提供予定表を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、( )内の日をもって日割り計算を行います。
  - 月途中からサービス利用を開始した場合(契約日)
  - ・ 月途中でサービス利用を終了した場合(契約解除日)
  - 月途中に要介護から要支援に変更になった場合(変更日)
  - ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合 (変更日)
  - 同一市町村内で事業所を変更した場合(変更日)
- ※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者 又は当事業所における一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者にサービス提供 を行った場合は、上記金額の90/100となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及 び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを 言います。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

加算 要支援度による 区分なし	基本単位 (1月当り)	利用料 (1月当り)	利用者負担割合 (1月当り)	算定回数等
介護職員等処遇改善加算 I	所定単位 245/1		1割の方 左記の1割 2割の方 左記の2割 3割の方 左記の3割	基本サービス費に減算 を加えた総単位数(所定 単位数)に加算

- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。
  - ◎1 単位を 11.12 円として計算しています。

#### ◇ 第1号事業支給費として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、第1号事業支給費として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
  - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)

- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

従事者が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 第1号事業支給費の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、介護予防支援事業者等又は市区町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人(NPO法人)などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。
- (3) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、介護予防サービス計画等の策定段階における利用者の同意が必要となることから、介護予防支援事業者等に連絡し、介護予防サービス計画等の変更の援助を行います。

#### 4 その他の費用について

①交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定め に基づき、移動に要した交通費の実費(公共交通機関等の交通費)を 請求いたします。		
②キャンセル料	キャンセル料は不要です。 ※サービスの利用をキャンセルされる場合は、前日までにご連絡お願いします。		
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。	

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者にお渡し又は郵送します。
- ② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等
- ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用 者控えと内容を照合のうえ、請求月の 15 日までに、下記 のいずれかの方法によりお支払い下さい。
  - (ア)事業者指定口座への自動振替
  - (イ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。

#### 6 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画(ケアプラン)」 等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、サービス提供日時、具体的なサービス の内容等を記載した「生活援助型訪問サービス提供予定表」を作成します。なお、作成 した「生活援助型訪問サービス提供予定表」は、利用者又は家族にその内容を説明を行 い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「生活援助型訪問サービス提供予定表」に基づいて行います。なお、「生活援助型訪問サービス提供予定表」は、サービス提供状況等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。
- (5) 従事者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

## 7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置

# を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 奥野 悦子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

#### 8 秘密の保持と個人情報の保護について

0 他名の休行と個人情報の休設につい	
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。     事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。     事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

# 9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治

の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも 連絡します。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家	緊急連絡先の家族等	
家族等	住所及び電話番号	

#### 10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等(地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。)に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定生活援助型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名東京海上日動火災保険株式会社

保険名 生活援助型訪問サービス事業者賠償責任保険 保障の概要 利用者に対して損害賠償が発生した場合の保障

#### 11 身分証携行義務

従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 12 心身の状況の把握

指定生活援助型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 13 介護予防支援事業者等との連携

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの提供に当たり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「生活援助型訪問サービス提供予定表」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記

した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者に送付します。

#### 14 サービス提供の記録

- (1) 指定生活援助型訪問サービスの実施ごとに、そのサービスの提供日、内容等について記録を行い、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 上記のサービス提供記録は、提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 15 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 16 指定生活援助型訪問サービスのサービス内容の見積もりについて
  - このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお 伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。
  - (1) サービス提供責任者(生活援助型訪問サービス計画を作成する者) <u>氏 名 </u> ( 連絡先:06-6675-6630 )
  - (2) 提供予定の指定生活援助型訪問サービスの内容と利用料、利用者負担額(介護保険を 適用する場合)

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者負担額(月額)
月					
火					
水					
木				円	円
金					
土					
日					

#### (3) その他の費用

① 交通費の有無	重要事項説明書 4-①記載のとおりです。
② キャンセル料	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。

(4) 1ヶ月当たりのお支払い額(利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)とその他の費用の合計)の目安

- ※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算 I を含みます。

#### 17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
  - ① 提供した指定生活援助型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
  - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
    - ・苦情又は相談があった際には、状況を詳細かつ正確に把握するため、場合によっては 訪問を実施するなど、慎重に聞き取りや事情確認を行います。
    - ・特に当事業所に関する苦情である場合には、利用者側の立場に立って事実関係の特定 を行います。
    - ・相談担当者は速やかに、管理者やその他の従業員と共同して、利用者の意見・主張を 最大限に尊重した上で適切な対応方法を検討します。
    - ・関係者への連絡調整を迅速かつ確実に行うとともに、必ず、利用者へ対応内容等の結果報告を行います。(時間を要する場合は一旦その旨を利用者へ伝え、進捗状況を適宜報告するなど、きめ細やかな対応を行います。)
    - ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口など関係機関との協力により、 常に利用者の利益を最優先に考え、全力で対応します。
    - ・苦情がサービスの質の向上を図る上での貴重な財産になるとの認識を持ち、「苦情・相談対応記録」に記録した内容はそのつど従業者全員に周知して再発防止に取り組むと同時に、今後のサービス向上のための方策について事業所全体で検討します。

#### (2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所 在 地	大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号
ヘルパーステーションケアラーズ	電話番号	6675-6630 ファックス番号 6675-6632
担当者 奥野 悦子	受付時間	午前9時~午後6時
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地	大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
住之江区保健福祉センター	電話番号	6682-9859 ファックス番号 6686-2040
保健福祉課(高齢・介護保険)	受付時間	午前9時~午後5時30分
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地	大阪市住吉区南住吉3丁目15番55号
住吉区保健福祉センター	電話番号	6694-9859 ファックス番号 6694-9692
保健福祉課(介護保険)	受付時間	午前9時~午後5時30分
【市町村(保険者)の窓口】	所 在 地	大阪市西成区岸里1丁目5番20号
西成区保健福祉センター	電話番号	6659-9859 ファックス番号 6659-9468
保健福祉課(介護保険)	受付時間	午前9時~午後5時30分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 電話番号 受付時間	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 6949-5418 午前9時~午後5時

【大阪市の窓口】 大阪市福祉局高齢施策部介護保険課 (指定・指導グループ)	電話番号	大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331 6241-6310 ファックス番号 6241-6608 午前9時~午後5時30分
おおさか介護サービス 相談センター	電話番号	大阪市天王寺区東高津町 12 番 10 号 大阪市立社会福祉センター308 6766-3800 ファックス番号 6766-3822 午前 9 時~午後 5 時

# 18 重要事項説明の年月日

上記内容について、「大阪市訪問型サービス(第1号訪問事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱(平成29年4月1日)」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日	
---------------	----	---	---	---	--

	所 在	地	大阪府大阪市住之江区浜口東3丁目5番20号
事	法人	名	株式会社ケアラーズ
業	代 表 者	名	代表取締役 菊地 一
者	事業所	名	ヘルパーステーションケアラーズ
	説明者氏	名	

事業者から上記内容の説明を確かに受けました。

利田老	住	所	
利用相	氏	名	

※上記署名は利用者が体調不良等で署名困難のため、

	<u>(続柄 )</u> が代行しました。
代理人	住所
10年入	氏 名